

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（243）」

2. 日時：平成29年7月28日 13時30分～14時40分

3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全規制調査官、宮本管理官補佐、田尻安全審査官、津金安全審査官、  
大塚安全審査官、穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐

（技術基盤グループ システム安全部門）

笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室長代理 他7名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム主任

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力運営）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）」について、7月24日及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 航空機落下確率評価において、「 $X$ 二乗分布を用いた方法」を採用し、航空機落下確率の算出に適用できる根拠について整理して提示すること。
- 航空機落下確率評価において、落下対象（計器飛行方式民間航空機、有視界飛行方式民間航空機他）毎に分ける等しているが、この適切性について他事業者の審査状況を踏まえ整理し提示すること。
- 使用済燃料乾式貯蔵施設において、航空機落下火災時の設備への影響評価を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・既許可プラント及び申請中プラントの離隔距離算出方法について
- ・東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（6条）外部火災関連）